

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

静岡市

2 構造改革特別区域の名称

中枢都市型企业人育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

静岡市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本市は、平成 15 年 4 月、旧静岡市と旧清水市の合併により人口約 71 万人を擁する新しい静岡市としてスタートをし、現在、平成 17 年 4 月の政令指定都市移行を目指して様々な準備を進めている。

市内を東名高速道路、国道 1 号、東海道新幹線などの重要な交通幹線が通過し、今後も、第二東名高速道路、中部横断自動車道、静岡空港など大規模社会資本の整備が予定されている。また、特定重要港湾である清水港は、24 時間体制の国際コンテナターミナルの整備が進み、欧米及びアジア定期コンテナ航路が開設され、第二東名高速道路、中部横断自動車道の整備とあいまって我が国物流のクロスポイントとして、その地位の向上がますます期待されている。

本市の産業構造は、運輸・通信・卸売・サービス業等の第 3 次産業の集積が厚くなっており、県内はもとより、既存の政令指定都市と比較しても遜色の無い、都市型の産業集積が進んでいる。また、製造業をはじめとする第 2 次産業についても高い比率を占める特性を併せ持っている。

現在市内には、5 大学、4 短大が立地しており、地方都市の中では高等教育を行う大学の集積度が高くなっているが、今後さらに高度化する都市機能に応じ、企業の即戦力となる人材を育成する高度な職業訓練型の高等教育を行う大学の立地が望まれている。

5 構造改革特別区域計画の意義

東海道枢軸の中心に位置する中枢都市・静岡市は、地域経済のさらなる発展のため、中枢都市にふさわしい産業を担う人材の育成や、起業、新事業の創出などを目指しており、これまで新事業を始める人や個人事業主として起業する人などのために「SOHO しずおか」や「清水産業・情報プラザ」を設置運営し、起業者支援事業、各種相談事業、交流事業などを通して産業振興に取り組んできた。

今後、政令指定都市への移行を指呼の間としている現在、さらに高度化す

る都市機能集積に対応するため、ますます都市型産業を担う人材が必要とされ、その育成と集積が喫緊の課題となっている。このため、平成 16 年度には市内中心市街地の再開発ビル内に「産学交流センター」を整備しようとしている。ここでは、地域の産業界、大学、行政の連携のもと、起業者支援事業、経営相談事業、マーケティング支援事業、人材育成事業、情報提供事業及び産学官連携推進事業などを進め、起業・新事業への進出、経営革新などに挑む人材の育成や集積を図り、地域経済の活性化を図っていくこととしている。また、当該センターの直下フロアにはビジネス支援機能に特化した市立図書館を整備し、電子情報ネットワークシステムによる利活用によって、情報面でのビジネス支援も目指している。

株式会社である東京リーガルマインドは、司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象に高いレベルの専門教育サービスを提供してきた。同社がこれまで蓄積した技術技能も活かし、高度な職業訓練型高等教育及び研究を行う大学として、自ら起業、創業し又は創業活動支援の即戦力となる人材育成を実現できることとなる。

また、中心市街地に大学を設置することは、新たな人材教育はもちろん、大学進学のための他都市への若者の転出の抑制と、他府県、周辺市町からの大学入学のための転入者の増加につながり、若者による中心市街地の活性化も期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市は、地域活性化のために、次代を担う、競争力が高くかつ付加価値の高い新産業を振興するとともに、活発な経済活動が行われ、幅広い分野で雇用が創出される都市への成長を目指している。

このため、官民両面からの多様かつ高度な教育と地元産業と連携しつつ、東京リーガルマインドによる株式会社立大学を設置することにより、実践的な職業訓練型の高等教育に取り組み、他の多様な産業支援施策と併せて、高度なサービスを提供できる人材の育成と集積を図り、地域産業界への人材供給の基盤を形成していく。

またこのような取り組みに加え、平成 13 年 2 月に「SOHO しずおか」、平成 14 年 5 月に「清水産業・情報プラザ」を設置運営し、起業者支援、各種相談事業など産業支援事業を進めてきた。平成 16 年 9 月には中心市街地に「産学交流センター」を整備し、産学官連携による起業、経営革新などに挑む人材の育成や集積を図っていくこととしている。

もって、都市型産業人材育成の高等専門教育における全国モデルとなるまちづくりを目指し、国が掲げる構造改革に資する。また、育った人材が地域において牽引的な役割を果たすことで、雇用の創出や消費の拡大が図られ、地域経済が活性化することを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 大学設置による社会的効果

株式会社による大学が設置され、高度な職業訓練型高等教育が実施されることにより、高度・専門職業能力を有する公認会計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士等の専門資格取得者数の増加が見込まれ、このような高度な教育を受けた卒業生は、起業家としての、又、地元企業への即戦力としての人材になりうること。

高度な能力を持つ大学の教授や研究者が地域社会と交流し、地元企業における経営面でのアドバイザーやコミュニティの活性化におけるコーディネーターといった社会貢献や地域全体の知的レベルの高度化への効果が期待できること。

地元企業等への人材供給が進み、市外への流出や人材の埋没を防止すること。

地域雇用の予測（卒業生の半数が地域で起業又は就業）

年度	雇用者数(人)
平成 19 年度	5
平成 20 年度	5
平成 21 年度	30
平成 22 年度	30
平成 23 年度	30

中心市街地における若者の交流量が増加し、商店街、コミュニティの活性化が期待できること。

産学交流センターで実施する地域課題に関する大学との共同研究、大学による市民公開講座、ビジネス支援講座への講師派遣などの協力が期待できること。

(2) 大学設置による経済的効果

新たに学生数及び教員数の増加が見込まれること。（市内からの大学進学による他都市への転出抑制及び他府県、周辺市町からの転入が見込まれる。）

学生増加による大学周辺の書籍・文具等の必要品や飲食等の消費増加が見込まれること。

大学設置に伴い、学校職員の増員が行われることによる雇用創出につながること。

学校設置の初期には設備の増強等の需要が見込まれ、特別区域において工事による資金投下が見込まれること。

・株式会社による大学の新設の場合の試算

初年度 60 名、次年度 120 名、3 年度 170 名、4 年度 220 名の学生数が見込まれる。学生 1 か月 1 名あたり家賃、食費、書籍文具等により 10 万円程度を消費すると考えられ、学生の半数が下宿すると仮定すると、初年度に月額 390 万円程度、4 年後には 1,430 万円程度となり年額換算で 1 億 7,000 万円程度の消費が見込まれる。株式会社東京リーガルマインドによれば、学校職員として学校開設前年度(平成 16 年度) 39 人、開設初年度(平成 17 年度) 47 人、次年度 55 人、3 年度 64 人、4 年度 74 人と推移する見込みであり、5 年間で概ね 35 名の追加雇用が見込まれ、地域における雇用の創出に貢献する。大学職員による新たな消費活動も見込まれる。また、学生・大学職員が増えることによる周辺商圈における追加雇用も見込まれる。

8 特定事業の名称

- ・ 816 学校設置会社による学校設置事業
- ・ 821(801-1) 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業
- ・ 828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
- ・ 829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 産学交流センター事業

産業界、大学、行政との連携のもと、起業者支援事業、経営相談事業、マーケティング支援事業、人材育成事業、情報提供事業及び産学官連携推進事業などを進め、起業・新事業への進出、経営革新などに挑戦する人材・産業の育成に取り組んでいく。

起業者支援事業

資本や人材など経営資源の乏しい起業者でも事業を開始し、事業継続していけるように起業支援管理者(インキュベーションマネージャー)による経営相談、事業指導、ビジネスプランへの助言や各種セミナーなどを開催し起業者への支援を行う。

経営相談事業

専門相談員による窓口相談会、オンライン相談、中小企業者の情報化支援事業などを行う。

マーケティング支援事業

各種マーケティング講座の開催、専門家によるマーケティング指導、新商品・新製品等の開発支援事業、新製品展示会等への場の提供などを行う。

産学官連携推進事業

産学官のコーディネーターによる産学交流会開催、大学の技術・研究成果等の紹介、相談受付、地域課題等に関する共同研究ブースを設置し、地域課題に関する共同研究の実施、異業種・異分野交流会等の開催支援などを行う。

人材育成

大学、企業、産業支援団体等との連携によるビジネス支援講座の開催、大学主催の市民公開講座や産業支援団体等のセミナーへの開催場所の提供、能力開発事業などを行う。

情報提供

各種情報を一元化した産業支援サイトを整備し、国・県・市・各種産業支援団体等の支援制度に関する情報、大学等に関する情報等、中小企業にとって利用しやすい情報提供を促進し、またインターネット上での経営相談等を行う。

(2) 「SOHO しずおか」の設置運営

ソフト系 IT 企業など都市型産業の振興のため、地域の公的産学支援団体・研究機関等との連携により、創業者支援施設「SOHO しずおか」を開設し、SOHO 事業者に業務ブース（13 室）の貸し出し、サポートスペースにおける在宅ワーカーへの相談や業務支援、各種相談会、SOHO 事業者等の情報交換、交流会事業を行う。また、ホームページを通じて、仕事受発注、連携・協業化の支援を行う。

(3) 「清水産業・情報プラザ」の設置運営

地域産業の振興、地域情報化の推進のために、創業者を支援する起業支援施設を整備するほか、大学等研究機関の持つシーズと中小企業のニーズとの交流やマッチングによる新産業の開発事業などの支援、中小企業の経営相談等を行う。

構造改革特別区域計画 別紙

1 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町 勝夫

住所：東京都港区愛宕2-5-1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定の日

4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

株式会社 東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

静岡市伝馬町9-4

< 事業の開始時期 >

平成17年4月～。

< 事業により実現される行為 >

株式会社東京リーガルマインドを大学の設置主体として認める。

5 当該規制の特例措置の内容

当事業者は、市内において長年高度な職業専門教育を行ってきたが、さらにこれを大学と認めることで、新しいビジネスを自ら立ち上げようとする専門人材など、地域経済を担う人材を育成するという地域のニーズに応えていく。

これまで、株式会社東京リーガルマインドは、司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象とした高いレベルの教育サービスを提供していることから、同社の設置する大学は、新しいビジネスを立ち上げる人材や総合法律情報の専門家を輩出することが期待できる。株式会社であることを生かし、専門実務を意識した高度な職業教育の実績をもとに、大学における教育・研究機能を提供できると考えられる。

また、これまで法人税等を納めつつ大学同様の教育を助成金等を受けずに実施してきた実績があり、また既に東京都千代田区、大阪府大阪市で株式会社による大学経営を開始しており、経営基盤に問題はみられない。

さらに、商法等に基づく情報開示、法令等遵守体制の整備等、適切な企業統治が行われている。

万一、経営に支障が生じた場合においても、具体的なセーフティーネット（安全対策）の案も提案されており、問題なく学校運営を実施できると判断するため、規制の特例措置の必要性および適合性を認める。

なお、当事業者が大学を設置するにあたっては、本市においても経営状況の把握に努めるとともに、本市と同様の事業者による大学設置を認めた東京都千代田区・大阪府大阪市等と情報交換及び情報共有を行うものとする。さらに、万一経営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合に備え、学生の適切な修学を維持できるよう、担当窓口を設け、近隣所在の大学等の転入学に関する情報収集、協力要請に努める。また、こうした事態が生じた場合には、市に専門の相談窓口を設け、事業者との連携により、学生から他校への転入学に関する希望を聴取し、転入学可能な学校に関する情報収集、紹介を行うこととする。

構造改革特別区域計画 別紙

1 特定事業の名称

821 (801-1) 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド
代表取締役 反町 勝夫
住所：東京都港区愛宕2 - 5 - 1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定の日

4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

株式会社 東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

静岡市伝馬町9 - 4

< 事業の開始時期 >

平成17年4月～。

< 事業により実現される行為 >

株式会社東京リーガルマインドによる校地・校舎の借用による大学設置

5 当該規制の特例措置の内容

本市は、地域経済のさらなる発展のため、中枢都市にふさわしい産業を担う人材の育成や、起業、新事業の創出などを目指しており、これまで「SOHOしずおか」や「清水産業・情報プラザ」を設置運営し、起業者支援事業、各種相談事業、交流事業などを通して産業振興に取り組んできた。

政令指定都市への移行を目指す本市においては、さらに高度化する都市機能集積に対応するため、都市型産業を担う人材の育成と集積がますます必要とされており、企業の即戦力となる高度な職業訓練型の高等教育を行う大学の立地が望まれている。

しかしながら本計画を実施するにあたり、自己所有の校地・校舎の取得を求めることは、以下の理由で困難なため、今回の特例を申請する。

(1) 学校法人と比べて株式会社東京リーガルマインドは、補助金等を受け取っていない上に、法人税、地方税、固定資産税を納入し、市場原理に基づき事業を行なっている。また、長期的かつ安定的に事業用施設の賃貸借契約を結んでいる実績がある。

(2) 学校を設置しようとする地域は、市内中心市街地で商業集積が進み地価がたいへん高い。このような地域では、オフィスビルのテナントを借り受けて事業を展開するのが通常である。自ら校舎・校地を所有して事業を行なうことは、経営的にも高いリスクを負うことになり、固定資産に投資するよりも教育の充実面に資金を投下する方が有益である。

構造改革特別区域計画 別紙

1 特定事業の名称

828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町 勝夫

住所：東京都港区愛宕2-5-1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定の日

4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

株式会社 東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

静岡市伝馬町9-4

< 事業の開始時期 >

平成17年4月～。

< 事業により実現される行為 >

株式会社東京リーガルマインドによる運動場の代替措置を講じて大学設置

5 当該規制の特例措置の内容

中心市街地に大学を設置することは、若者の大学進学にともなう転出抑制と転入増加のみならず、若者による中心市街地の活性化も期待される。しかし、大学を設置しようとしている地域は、市内中心市街地で商業集積が進み、地価がたいへん高いため、オフィスビルのテナントを借りて事業展開を行う予定である。

キャンパス内に運動場を確保することは経営的にも高いリスクを負うことになり、一方、周辺には、スポーツクラブや市営の体育館、温水プール、安倍川河川敷グラウンド、駿府公園などもある。このため、大学の目的に沿った代替措置として、スポーツクラブとの提携契約締結や、大学単位での市営スポーツ施設の利用を予定しており、運動場を設けずとも、運動を行いたいという学生に不利益が生じないよう配慮することとしている。

なお、同大学は、カリキュラムとして運動場を使用する体育を有しておらず、このため、教育・研究活動に支障は生じないものと認められる。

以上により、本計画の実施に際し、事業者には運動場の設置を求めることは

困難であり、また運動場の設置を求めずとも教育・研究に支障は生じないと認められるため、代替措置を講じることを前提に、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

構造改革特別区域計画 別紙

- 1 特定事業の名称
829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
株式会社東京リーガルマインド
代表取締役 反 町 勝 夫
住所：東京都港区愛宕2 - 5 - 1
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
構造改革特別区域計画認定の日
- 4 特定事業の内容
＜事業関与主体＞
株式会社 東京リーガルマインド
＜事業が行われる区域＞
静岡市伝馬町9 - 4
＜事業の開始時期＞
平成17年4月～
＜事業により実現される行為＞
株式会社東京リーガルマインドによる学生の休息その他に利用する校舎敷地内の空地に替わる適当な環境を整備しての大学設置
- 5 当該規制の特例措置の内容
中心市街地に大学を設置することは、大学進学に係る他都市への若者の転出の抑制や他府県、周辺市町からの転入者の増加と同時に、若者による中心市街地の活性化が期待される。また、事業者が大学の新規設置を希望する地域においては、法律・会計・経営・ITなど職業に直結する高度な専門的知識を学び、自らのキャリアアップを図りたいという生涯学習ニーズがある。
しかし、当該地域は市内中心市街地で商業集積が進み、地価が既存指定都市なみに高いため、オフィスビルのテナントを借りて事業展開を行う予定である。このような地域において、空地として利用できるだけの面積の用地を確保することは非常に困難であり、かつ非常に高額な運営経費が必要となる。
事業者は、校舎内に学生が休息その他に利用するのに適当なスペースを有し、また、授業を行っていない時間帯の教室開放等による学内施設の効率的活用を行い、学生が休息その他に利用するのに適当な空地と同様の機

能を有しているので、大学での教育・研究に支障は生じないものと認められる。さらに事業者が進める、高度な専門的知識を学ぶという学習内容や、地域に必要とされる人材を育成するという目的を考慮しても、学生のための休憩スペースを建物内に設けることにより、空地を設けることは不要であると判断することができる。

以上により、本計画を実施するにあたって、事業者に空地を有することを求めることは困難である特別の理由が認められ、また空地を有することを求めずとも教育・研究や休息その他の利用に支障が生じないと認められるため、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。